

電気事業法に基づく発電事業者の「貸借対照表等会計書類の提出」義務等について (お知らせ)

平成29年3月
平成29年4月改訂
経済産業省
資源エネルギー庁電力基盤整備課

1. 発電事業者は、電気事業法第二十七条の二十九において準用する第二十七条の二第二項及び電気事業会計規則第三十九条の規定に基づき、電気事業会計規則第三条の様式により貸借対照表等会計書類を提出する義務があります。(提出義務を怠る、又は、虚偽の書類を提出した場合は罰則の適用あり)。

- 提出対象者：発電事業者（書類提出対象年度に事業を実施した事業者は、当該年度末時点で事業を廃止していたとしても提出対象となります。）
- 提出期間：各事業者の事業年度経過後三月以内
- 提出書類
 - ・ 貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表
- 提出先

対象者	提出書類の宛先	提出先
発電事業者のうちその事業の用に供する発電用の電気工作物についてその出力の合計が二百万キロワット以下であり、かつ、当該発電用の電気工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものであるもの	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局
①発電事業者のうちその事業の用に供する発電用の電気工作物についてその出力の合計が二百万キロワットを超えるもの	経済産業大臣	資源エネルギー庁電力基盤整備課
②当該発電用の電気工作物が二以上の経済産業局の管轄区域内のみにあるもの		

2. 発電事業者のうち、その事業の用に供する発電用の電気工作物の出力の合計が二百万キロワットを超えないものについては、電気事業会計規則第三条の二の規定に基づき、会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則によって勘定科目を分類し、かつ、これらの命令によって貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を作成、提出することができます。

3. その他、事業者たる法人の設立、解散その他特別の事由によって事業年度の取扱いが異なる場合又は他の法令の適用を受けるなどの理由により、勘定科目を分類、財務計算に関

する諸表を作成することが困難な場合は、電気事業会計規則第三十八条の規定に基づき、経済産業大臣の承認を受けて電気事業会計規則第三条の二に定める規定によらないことができます。

なお、承認を受ける必要がある場合は、速やかに下記6.記載の連絡先へ連絡してください。

4. 提出の際は、次の内容がわかる書類を作成（様式は任意）、提出する会計書類に添付してください。なお、参考様式を資源エネルギー庁ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

- ・ 提出先のあて名
- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（公印必要）
- ・ 勘定科目分類、財務計算に関する諸表の作成に係る根拠法令
- ・ 事業期間

5. 提出方法については、郵送又は持参とします。また、副本等への押印が必要な場合には、返信用封筒を添付してください。

6. 連絡先

＜電気事業会計規則第三十八条に関する問い合わせ等＞

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館

電話：03-3501-2503

＜貸借対照表等会計書類の提出に関する問い合わせ＞

別紙「発電事業者貸借対照表等会計書類提出に係る問い合わせ先・届出先」を参照してください。

<参考>

1. 電気事業会計規則により勘定科目を分類し、貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を作成する場合の附属明細表は次のとおり。

- (1) 電気事業営業費用明細表
- (2) 固定資産期中増減明細表
- (3) 固定資産期中増減明細表（無形固定資産再掲）
- (4) 減価償却費等明細表
- (5) 長期投資及び短期投資明細表
- (6) 社債明細表
- (7) 借入金、長期未払債務、リース債務、雑固定負債及びコマーシャル・ペーパー明細表
- (8) 引当金明細表
- (9) 資産除去債務明細表
- (10) その他重要事項明細表

2. 会社計算規則により勘定科目を分類し、貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表について、次の附属明細表を作成している場合は、その明細表を提出すること。

また、明細表を作成していない場合については、会社計算規則により事業者が作成している書類を提出すること。

- (1) 電気事業営業費用明細表
- (2) 固定資産期中増減明細表
- (3) 固定資産期中増減明細表（無形固定資産再掲）
- (4) 引当金明細表
- (5) その他重要事項明細表

3. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則によって勘定科目を分類し、貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を作成する場合の附属明細表は次のとおり。

なお、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合は、(8) 資産除去債務明細表の作成は要しない。

また、明細表を作成していない場合については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則により事業者が作成している書類を提出すること。

- (1) 固定資産期中増減明細表
- (2) 固定資産期中増減明細表（無形固定資産再掲）
- (3) 減価償却費等明細表
- (4) 長期投資及び短期投資明細表
- (5) 社債明細表
- (6) 借入金、長期未払債務、リース債務、雑固定負債及びコマーシャル・ペーパー明細表
- (7) 引当金明細表
- (8) 資産除去債務明細表